



2026年5月21日

各位

会社名 日産東京販売ホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 菊池 毅彦  
(コード番号 8291 東証スタンダード)  
問合せ先 広報・IR部 担当部長 吉田 明生  
(TEL 03-5496-5234)

### 株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、2026年6月25日開催予定の第114回定時株主総会における議案について、当社株主であるNIPPON ACTIVE VALUE FUND PLCより株主提案（以下「株主提案Ⅰ」といいます。）を行う旨の書面を、当社株主であるMercury AIFLNP V.C.I.C Ltdより株主提案（以下「株主提案Ⅱ」といいます。）を行う旨の書面をそれぞれ受領いたしました。

本日開催の取締役会において、全ての株主提案議案に反対することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 株主提案Ⅰについて

1. 提案株主  
NIPPON ACTIVE VALUE FUND PLC
2. 議題
  - (1) 自己株式取得の件
  - (2) 社外取締役の員数に関する定款変更の件
  - (3) 譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬額承認の件
  - (4) 定時株主総会の基準日に関する定款変更の件
3. 議案の内容及び提案の理由  
別紙「株主提案Ⅰの内容」に記載のとおりです。
4. 株主提案Ⅰに対する当社取締役会の意見
  - (1) 自己株式取得の件
    1. 当社取締役会の意見  
当社取締役会としては、本議案に反対いたします。
    2. 反対の理由

当社は、企業価値向上に向けては、持続的成長のために必要な投資とのバランスを勘案した上で株主還元方針を総合的に判断することが重要と考えております。本議案のように自己株式取得をあらかじめ一定の規模で求めることは、事業戦略、投資計画、財務戦略を踏まえた資本配分の柔軟性を損なうおそれがあり、当社の中長期的な企業価値の向上に資するものではないと判断しております。

株主還元方針については、2026年2月に公表した通り、株主還元を充実させるとともにより安定的な配当とするため、株主資本配当率（以下「DOE」といいます。）3%以上を目標とする配当方針を新たに導入いたしました。

また、中期的な配当のあり方につきましては、さらなる株主還元の充実を目指し、引き続き検討を継続しており、配当方針を含めた今後の資本政策については、来期から始まる中期経営計画の中で経営戦略と併せて、今後も引き続き検討してまいります。

以上より当社取締役会は、本議案に反対いたします。

(2) 社外取締役の員数に関する定款変更の件

1. 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

2. 反対の理由

当社は、取締役会の独立性及び監督機能の強化が重要であると認識しておりますが、ガバナンスの実効性の向上に向けては、独立社外取締役の数や比率のみならず、資質、適切なスキルセットや多様性等を含め多面的・総合的に当社に必要な取締役会構成の在り方を検討することが重要と考えており、現行の取締役会体制においても十分な監督機能は発揮されていると考えております。

一方で、本株主提案のように定款により過半数要件を一律に定めることは、将来の事業環境の変化や経営戦略の転換に応じた最適かつ柔軟な取締役会構成の見直しを制約するおそれがあることから適切ではないと判断しております。

なお、本取締役会意見の決議に先立ち、本株主提案の内容については、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会においても審議しており、取締役会は、指名・報酬委員会からの答申内容を踏まえて議論した上で、上記の結論に至りました。

以上より当社取締役会は、本議案に反対いたします。

(3) 譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬額承認の件

1. 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

2. 反対の理由

当社は、執行役員を兼務する取締役に対し、株価連動型報酬を含む成果・業績連動報酬を既に導入しており、株主との価値共有を意識したインセンティブ設計としております。また、従業員に対しても株式給付信託（ESOP）を導入し、共通のインセンティブ形成に取り組んでおります。

この点、本議案のように追加の株式報酬制度を別枠で導入することは、当社の報酬体系全体の設計との整合性を欠くおそれがあり、また現時点では必要性も低いため、適切ではないと判断しております。

他方で、株主との価値共有を意識した当社におけるより良いインセンティブ報酬制度のあり方につきましては、引き続き総合的に検討してまいります。

なお、本取締役会意見の決議に先立ち、本株主提案の内容については、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会においても審議しており、取締役会は、指名・報酬委員会からの答申内容を踏まえて議論した上で、上記の結論に至りました。

以上より当社取締役会は、本議案に反対いたします。

(4) 定時株主総会の基準日に関する定款変更の件

1. 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

2. 反対の理由

当社は、経営情報の充実化など情報開示の在り方についての検討は重要な経営課題と捉えており、その一環として有価証券報告書の早期開示の意義についても認識しており、現時点の実務を踏まえつつ対応可能な範囲で早期化に努めております。

一方で、他の株主からは株主総会招集通知における記載内容の充実を求める意見もある等、議決権行使判断に必要な情報開示に対しては多様なご要望をいただいております。また、株主総会の開催時期を後ろ倒しにすることについては、実務スケジュール全体への影響が大きく、現時点で実施するには実務上の負担や課題も大きいと認識しております。そうした株主様からのご意見や実務の実情も踏まえて、実務上対応可能な範囲で優先順位を付けて対応を検討していくことが適切と考えております。

また、2026年4月10日に公表されたコーポレートガバナンス・コード改訂案においても制度面の整理の必要性が言及されており、実務上の環境整備や制度動向を注視しつつ、慎重に検討す

べき事項であると考えております。従って、現時点で基準日の変更を定款で定めることは適切ではないと判断いたしました。

以上より当社取締役会は、本議案に反対いたします。

## 株主提案Ⅱについて

### 1. 提案株主

Mercury AIFLNP V. C. I. C Ltd

### 2. 議題

- (1) 剰余金処分の件
- (2) 買収防衛策発動に特別の株主意思確認を要する旨を定める定款一部変更の件
- (3) 政策保有株式に係る不当取引リスクの排除に関する定款一部変更の件

### 3. 議案の内容及び提案の理由

別紙「株主提案Ⅱの内容」に記載のとおりです。

### 4. 株主提案Ⅱに対する当社取締役会の意見

#### (1) 剰余金処分の件

##### 1. 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

##### 2. 反対の理由

当社は、株主還元を経営の最重要課題のひとつと認識し、株主還元を充実させるとともにより安定的な配当とするため、DOE3%以上を目標とする配当方針を2026年2月に新たに導入いたしました。

2026年6月25日開催予定の株主総会では、会社提案として期末配当1株当たり15円の剰余金処分議案を上程予定であり、承認された場合の年間配当は1株当たり27円となります。これは配当性向に換算すると59%以上となり、2026年度を最終年度とする中期経営計画の配当性向目標の30%以上を大きく上回っております。

本議案のようにDOE12%の配当をあらかじめ一定の水準で求めることは、当社の持続的成長に向けた投資戦略や財務健全性との整合性を欠くおそれがあります。配当方針を含めた今後の資本政策については、来期から始まる中期経営計画の中で経営戦略と併せて、今後も引き続き検討してまいります。

以上より当社取締役会は、本議案に反対いたします。

#### (2) 買収防衛策発動に特別の株主意思確認を要する旨を定める定款一部変更の件

##### 1. 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

##### 2. 反対の理由

当社の買収への対応方針（以下「本方針」といいます。）は2026年6月25日開催予定の株主総会において、更新の議案を上程し、株主の皆さまに判断いただく機会を設ける予定であります。また、本方針においては、対抗措置の発動についても、一定の場合に株主意思確認総会において株主の皆様意思を確認する機会を設けることが想定されております。本方針は、株主の皆さまが買収の提案があった際に、その是非を適切に判断するために必要な情報および検討時間を確保することを目的とするものであります。

本議案は、PBRの一定期間の平均値が1倍未満の場合は、出席株主の90%以上の賛成を要件とすることとしておりますが、これは、特定の株主、または株主グループが10%超の当社株式を保有すれば、本方針に定める対抗措置に事実上の拒否権を与えることとなり、ひいてはその他の少数株主が必要とする情報および検討機会の確保を困難にするものであり、本方針の趣旨を損ない、株主共同の利益を害するおそれがあると考えております。

以上より当社取締役会は、本議案に反対いたします。

(3) 政策保有株式に係る不当取引リスクの排除に関する定款一部変更の件

1. 当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

2. 反対の理由

当社は、保有株式について毎年取締役会において資本コスト等を踏まえた定量的観点および取引関係等の定性的観点から合理性を検証し、必要に応じて売却を実施しており、当該方針は実効的に機能していると考えております。

政策保有株式の保有の可否は個別の経営判断に委ねられるべき事項であり、政策保有株式の保有を一律に禁止する旨を定款に定めることは適切ではないと考えております。

また、こうした個別具体的な業務執行の内容を会社の根本規範を定める定款に記載することはなじまないと考えております。

以上より当社取締役会は、本議案に反対いたします。

以上

## 別紙1「株主提案Iの内容」

※提案株主から提出された株主提案に係る書面のうち、「議案の要領」は該当記載を原文のまま掲載しており、「提案の理由」は、当社の依頼に応じて、提案株主が原文を要約したものをそのまま掲載しております。

### 第1 提案する議題

- 1 自己株式取得の件
- 2 社外取締役の員数に関する定款変更の件
- 3 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額改定の件
- 4 定時株主総会の基準日に関する定款変更の件

### 第2 議案の要領及び提案の理由

#### 1 自己株式取得の件

##### (1) 議案の要領

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に当社普通株式を、株式総数5,957,000株、取得価額の総額金3,157,000,000円を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

##### (2) 提案の理由

当社の株価は昨年来低迷しており、市場は当社の対策がまだ不十分であると評価しているものと言えます。そこで、更なる当社の株主還元の拡充及び資本効率の向上を図るため、当社が発行済株式総数の約10%を自己株式として取得し、会社法第178条に基づき消却する施策を採用すべきと考えます。

#### 2 社外取締役の員数に関する定款変更の件

##### (1) 議案の要領

当社の社外取締役を過半数とするため、当社の定款第18条を下記の通り変更する。なお、定時株主総会における他の議案（会社提案に係る議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

変更前	変更後
(員数) 第18条 当会社に取締役18名以内を置く。	(員数) 第18条 当会社に取締役18名以内を置く。
<u>2 (新設)</u>	<u>2 当会社の取締役の過半数は、会社法第2条第1号第15号に規定する社外取締役とする。</u>

##### (2) 提案の理由

当社は、2026年2月13日の取締役会において、全会一致をもって、「当社株式の大量取得行為に対する対応策（買収への対応方針）」（「本買収防衛策」）を新たに導入し、本定時株主総会で本買収防衛策の更新を議案とする旨、公表しています。

株式の自由な売買及び株主平等の原則は資本市場の根幹を成すものであり、買収防衛策は、株主の権利行使及び株式市場の機能に重大な影響を及ぼし得る極めて例外的な措置であり、その導入にあたっては、取締役会が独立した立場から十分な検討及び牽制機能を発揮し、株主共同の利益の観点から合理的かつ透明性の高い意思決定がなされることが不可欠です。

果たして、当社の取締役会が、本買収防衛策の継続に関して真に独立した立場から十分な検討を尽くし、株主共同の利益に資する意思決定を行っているかについては、大いに疑問があります。

この事例からも、的確な資質を有する過半数の社外取締役の選任が重要と言えます。

#### 3 譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬額改定の件

##### (1) 議案の要領

当社の取締役の報酬限度額は、2005年6月22日開催の株主総会において取締役の報酬を年額300百万円以内とすることが承認されているが、今般、上記報酬限度とは別枠で、年額100百万円以内、付与株式数の上限180,000株の譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を付与することとする。

具体的な支給時期及び配分その他の条件については取締役会において決定するが、業績連動型のインセンティブ制度として設計する。かかる業績指標としては、ROE や TSR (株主総利回り) を含む各種 KPI 等が考えられるが、具体的な指標の選定については、当社の経営戦略や事業環境を踏まえ、取締役会が適切に判断すべきものとする。また、業績基準を満たす場合には累計で固定報酬の 3 倍相当の譲渡制限付株式を今後 3 年間で付与するよう設計するものとする。

(2) 提案の理由

提案者は日本の取締役会の最大の弱点が各取締役による株式保有の少なさ、それによる株主目線の欠如にあると考えます。当社においても各取締役の株式保有が少なく、取締役の経済的利益の大半は固定報酬としての基本報酬であり、一部の業績の達成に紐づく報酬があるものの、株式報酬の目的である株主との価値共有が不十分と考えます。取締役に当社の企業価値の持続的向上を図る経済的インセンティブを持たせ、株主と利益を一体化することで企業価値向上の成果を株主とともに享受することが必要です。

取締役と株主との価値共有を図るための効果的な株式報酬の目安は、固定報酬の 3 倍相当とされております。株式報酬は取締役の在任中に付与されなければ意味がありませんので、より短期間で一定規模の付与がなされる必要があります。

4 定時株主総会の基準日に関する定款変更の件

(1) 議案の要領

当社の定款第 12 条及び第 13 条を下記の通り変更する。なお、定時株主総会における他の議案（会社提案に係る議案を含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

(下線は変更部分を示します。)

変更前	変更後
(招集) 第 12 条 定時株主総会は毎年 6 月に、臨時株主総会は必要に応じて、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故あるときはあらかじめ取締役会の定める順位により他の取締役がこれにあたる。 (定時株主総会の基準日) 第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>3 月 31 日</u> とする。 <u>2 (新設)</u>	(招集) 第 12 条 <u>削除</u>  (定時株主総会の基準日) 第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 <u>5 月 15 日</u> とする。 <u>2 前項の規定にかかわらず、必要がある場合には、取締役会の決議によりあらかじめ公告して基準日を定めることができる。</u>

(2) 提案の理由

現在、定時株主総会の議決権基準日は 3 月 31 日とされており、株主総会の開催時期は会社法の定めにより 6 月末となります。他方、株主が議決権行使を判断するうえで重要な情報を含む有価証券報告書は、実務上、総会后又は総会前日など開催日に極めて近接したタイミングでの開示にとどまらざるを得ません。その結果、投資家が内容を十分に分析し、議決権行使の判断に反映させることは事実上困難であり、実質的な検討期間は確保されていないのが現状です。

議決権基準日を 5 月中旬へ変更することにより、総会開催日を 6 月末から最大 8 月中旬まで遅らせることが可能となり、会社は有価証券報告書及び関連情報を総会に先立ち十分な期間をもって開示するスケジュールを設計することが可能となります。

以上

## 別紙2「株主提案Ⅱの内容」

※提案株主から提出された株主提案に係る書面の該当記載を原文のまま掲載しております。

### I. 提案する議題

1. 剰余金の処分の件
2. 買収防衛策発動に特別の株主意思確認を要する旨を定める定款一部変更の件
3. 政策保有株式に係る不当取引リスクの排除に関する定款一部変更の件

### II. 提案の内容及び提案の理由

#### 1. 剰余金の処分の件

##### [提案の内容]

##### (1) 配当財産の種類

金銭

##### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

普通株式1株当たりの配当金額（以下「1株配当」という。）として、105円から、第114回定時株主総会において可決された当社取締役会が提案した剰余金処分に係る議案（以下「会社側利益処分案」という。）に基づく1株配当を控除した金額を配当する。

2026年3月期1株当たり純資産の100分の12について1円単位未満を切り捨てた金額から12円を控除した金額が105円と異なる場合は、冒頭の105円を、2026年3月期1株当たり純資産の100分の12について1円単位未満を切り捨てた金額から12円を控除した金額に読み替える。なお、配当総額は、当社の第114回定時株主総会の議決権の基準日現在の配当の対象となる株式数を乗じた額となる。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

当社の第114回定時株主総会の開催日の翌日

なお、本議案は、第114回定時株主総会に会社側利益処分案が提案された場合、同提案とは独立かつ同提案と両立するものとして、追加で提案するものである。

##### [提案の理由]

本議案は、1株当たり純資産の100分の12、すなわちDOE（株主資本配当率）12%に相当する配当を企図しています。DOEとは、1株当たり年間配当金額を1株当たり純資産で除して算定される株主還元指標です。なお、提案株主は当社の株主資本コストを12%程度と算定しています。また、当社は2025年12月2日に1株当たり12円の間配当を行ったため、DOE12%に基づき計算した金額から12円を控除しております。

当社の株価は、PBR（株価純資産倍率）1倍を大きく下回る水準で低迷しています。これは当社取締役会が、株主資本コストを上回るROE（自己資本利益率）を実現せず、株主価値が著しく毀損された状態を漫然と放置してきた結果です。このような状況を踏まえ、株主還元を通じて最低限のリターンを確保するとともに、業績及び資本効率性の改善を図ることにより、PBR1倍以上の株主価値の実現を求めるものです。

#### 2. 買収防衛策発動に特別の株主意思確認を要する旨を定める定款一部変更の件

##### [提案の内容]

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

#### 第8章 買収防衛策

##### 第43条（買収への対応方針の発動）

当社は、取締役会または株主総会で当会社株式の大量取得行為（当会社の株式について、取得者の株式保有割合が20%以上になる買付け、公開買付け、その他の取得をいう。）に関する対応方針が定められている場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、当該対応方針に基づく新株予約権の無償割当て（以下「対抗措置」という。）の実施に先立ち、特別の株主意思を確認するために、株主総会の承認を受けなければならない。

1. 当社が、対抗措置を実施しようとするとき。

2. 当社が、対抗措置実施に際して独立委員会より勧告を受領した日の前営業日までの直近20営業日における株式会社東京証券取引所での当会社株式の各営業日の終値の平均値に基づき算定される株価純資産倍率（PBR）が1倍未満であるとき。

②前項の承認は、本定款第16条第1項の規定にかかわらず、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の90%以上の賛成によらなければならない。

[提案の理由]

当社は2026年2月13日、株主総会の事前承認を経ることなく、取締役会の決議のみで買収防衛策を導入し、即日発効させました。このような重要事項を経営陣のみで決定し、株主を事後的な追認に従わせる手法は、株主軽視の姿勢と言わざるを得ません。そこで、既に導入された買収防衛策に関して、対抗措置の発動に先立ち、株主の高度な承認を要することを提案します。

提案株主は買収防衛策に全面的に反対の立場です。そもそも、当社のPBRが1倍以上か否かにかかわらず買収防衛策の発動自体も容認はできませんが、PBR1倍割れの状態での発動は論外です。当社の経営陣は、PBR1倍割れという資本市場からの低い評価を放置して経営の正当性を主張するのではなく、まずは自社の株主価値を高めることにより市場からの評価を改善するべきです。

なお、本提案はPBR1倍以上であれば株主総会の承認なく対抗措置を実施することを認める趣旨ではありません。

3. 政策保有株式に係る不当取引リスクの排除に関する定款一部変更の件

[提案の内容]

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

第9章 不当取引リスクの排除

第44条（政策保有株式の保有の禁止）

当社は、コンプライアンス遵守および公正な取引慣行を確立するため、取引先との関係または業務上の協力関係の強化・維持を目的として保有している株式（以下「政策保有株式」という。）を保有してはならない。当社が事業年度開始時に政策保有株式を保有する場合には、当該事業年度内にこれを売却しなければならない。

なお、章番号と条数については、提案株主の議案「買収防衛策発動に特別の株主意思確認を要する旨を定める定款一部変更の件」が可決されなかった場合は、第9章を第8章に、第44条を第43条に読み替える。

[提案の理由]

当社は取引先との関係維持や業務上の協力関係の強化を目的として政策保有株式を保有しています。もっとも、取引先の株式を保有することにより維持又は強化される関係は、公正な取引慣行の観点からは健全なものとはいえません。この点、政策保有株式が不正の温床となり得ることについては金融当局も指摘しているところであり、かつ、資本コストの観点からも、政策保有株式の保有が合理的でないことは明らかです。このような状況を踏まえ、コンプライアンス遵守及び公正な取引慣行の確立の観点から、政策保有株式の保有を禁止し、既存の政策保有株式については売却を義務付ける必要があります。

なお、株主提案の詳細については、つぎのウェブサイト URL 又は QR コードをご参照ください。

日産東京販売ホールディングス（8291）の株主価値向上に向けて

<https://shiftnissantokyo.com/>

QRコード



以上